

1964年度第13回宜野湾市議会定例会々議録

- 1. 1964年12月20日第13回宜野湾市議会定例会を市役所会議室に招集された。
- 2. 応招議員は次の通りである。

議席	1番	天久	久太郎	2番	比嘉	嘉定	亮	3番	天久	盛	雄
	4番	安次	富盛	5番	石川	川真	大	6番	仲安	村	盛
	7番	稻嶺	正謙	8番	石石	田因	正	9番	仲安	里	明
	10番	又吉	正勤	11番	石石	川因	繁	12番	安大	川城	昇
	13番	伊佐	真得	14番	仲村	村喜	水	15番	安大	里	昌
	16番	富里	敏行	17番	伊佐	村喜	寿	18番	中里	里幸	助
	19番	武島	行男	20番	仲村	村喜	光	21番	古波	波清	次郎

- 3. 不応招議員はなし。
- 4. 出席議員応招議員と同じである。
- 5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、説明のため出席した者は次の通りである

市長	仲村	春勝	助役	具屋	真徳	総務課長	松川	正敏
財政課長	具屋	将俊	建設課長	島袋	昌隆	水道課長	國吉	真敏
民生課長	当山	全喜	住民課長	仲村	春信	消防課長	大城	仁幸
経済課長	沢し	安一						

7. 議会事務局職員出席者
 局長 宮城 光雄 書記 照屋 護 島袋 真由 知念 善光

8. 議事日程は次の通りである。

- 目録第1. 会期の決定について
- " 2. 会議録署名議員の決定について
- " 3. 陳情第10号、行政区再編について

1964年度第13回宜野湾市議会定例会々議録

1. 1964年12月20日第13回宜野湾市議会定例会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次の通りである。

議席	天	久	豪	2	比	鼎	定	亮	3	天	久	盛	雄
1番	安	富	太	番	石	川	真	大	番	仲	村	春	果
4番	次	盛	郎	5	比	鼎	大	正	6	仲	村	安	明
7番	裕	正	信	番	石	田	英	繁	9	安	里	里	昇
10番	又	正	廉	8	石	川	喜	水	12	大	川	盛	昌
13番	伊	真	弘	11	石	村	貞	永	15	宮	城	幸	助
16番	富	得	行	14	仲	村	盛	寿	18	中	里	清	郎
19番	武	行	男	20	伊	佐	光	光	21	古	波	次	

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、説明のため出席した者は次の通りである

市長	仲	村	春	勝	助	後	呉	屋	真	徳	総務課長	松川	正義
財政課長	奥	里	将	俊	建設課長	島袋	昌	兼	水道課長	國吉	眞	義	
民生課長	当	山	全	喜	住民課長	仲	村	春	信	消防団長	大	城	仁
経済課長	沢	し	安	一									幸

7. 議会事務局職員出席者

局長	宮	城	光	雄	書記	照	屋	巖	島	袋	真	由	知	念	善	光
----	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

8. 議事日程は次の通りである。

- 日程第1, 会期の決定について
 " 2, 会議録署名議員の決定について
 " 3, 陳情第10号・行政区再編について

議 長～出席議員20名であります。高町村自治法第53条の規定により議会は成立致しましたので、只今より第13回宜野湾市議会定例会を開会致します。(午前10時45分)

議 長～直ちに会議を開きます。

議 長～書く休憩致します。(午前10時46分)

議 長～再開致します。(午前11時)

議 長～議題第1、会議の決定についてをお語り致します。

議 長～本会期は本日より、12月31日までの(12日間)としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本会期は本日より12月31日までの(12日間)と決定致します。

議 長～議題第2、会議録署名議員の決定について、お語り致します。

議 長～議長指名とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、会議録署名議員は議長指名とすることに致します。では指名致します。4番 安次富盛信 18番、中垣幸助の両議員をお願いします。

議 長～書く休憩致します。(午前11時1分)

議 長～再開致します。(午前11時2分)

議 長～議題第3、陳情第10号、行政区再編についてを議題とし、その処理方法についてお語り致します。
その前に事務局長をして朗読せしめます。

議 長～書く休憩致します。(午前11時5分)

議 長～再開致します。(午前 午後12時)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

○ 議 長～この行政区再編の問題につ

議長～出席議員20名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しましたので、只今より第13回宜野湾市議会定例会を開会致します。(午前10時45分)

議長～直ちに会議を開きます。

議長～暫く休憩致します。(午前10時46分)

議長～再開致します。(午前11時)

議長～日程第1。会期の決定についてをお語り致します。

議長～本会期は本日より、12月31日までの(12日間)としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本会期は本日より12月31日までの(12日間)と決定致します。

議長～日程第2。会議録署名議員の決定について、お語り致します。

議長～議長指名とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、会議録署名議員は議長指名とすることに致します。では指名致します。4番 安次富盛信 18番、中里幸助の両議員にお願いします。

議長～暫く休憩致します。(午前11時1分)

議長～再開致します。(午前11時2分)

議長～日程第3。陳情第10号。行政区再編についてを議題とし、その処理方法についてお語り致します。
その前に事務局長をして朗読せしめます。

議長～暫く休憩致します。(午前11時5分)

議長～再開致します。(午前 午後12時)

議長～本案に対する質疑を求めます。

9番～この行政区再編の問題につきま

9 番～悉該この行政區再編の問題につきましては、議會でも特別委員会において本當慎重に検討したと思ひますし、又實際當局案が出てから、もうすでに、1ヶ月近くもなろうとする程な時刻にありまして、又今年もあまた所、後10日位しかない現状において、これは議會とちて、**花**と云う面と親切に陳情書を取扱うと云う面から上提されておりますが、事前に答申後に受けた陳情書で我如古の陳情書であります、あの場合でも答申後でありますので、適当に当局の方でやつてもらふ様に議會でお願いしたのでありますので、同じ依かよつた行政区再編の問題についての事でもありますので、同一に公平に御事を見て行くと、特別に片方は行政当局に、同じ様な問題を上提もしないで取扱つて、片方は取扱わなければいけないと云うふうになつてゐる現状ですが、突陳情、その代表者の方々は、議會に突状を知つてもらふと云う意味の陳情であるとも云うお話ししてありますので、只今までの話しによつて思状は全員とも、その突状に対しては、知つてもらつたと云うふうと思われまますので、最終的決断で持つて、採決か、不採決か、採決をしてもらいたい、辯論を提出致します。

(賛成と呼ぶ)

議長～只今9番議員より、本陳情案件につきましては質疑、討論を打切り採決してもらいたいと云う動議がございまして、所定の賛成者がありませんので動議は成立してあります。
お語り致します。只今の動議に御異議ございせんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、質疑、討論を打切り採決に移ります。

議長～暫く休憩致します。(午後12時26分)

議長～再開致します。(午後2時24分)

議長～本陳情は討論の段階において秘密審議と致します。

議長～本日の日程は全部終了致しましたので、これを以つて、本日の會議を終ることに致します。
尚次回は12月23日(月曜日)午前10時から再会することに致します。

散会 (午後2時35分)

9 番～本議この行政区再編の問題につきましては、議会で特別委員会において相当慎重に検討したと思ひますし、又實際当局案が出てから、もうすでに、1ヶ年近くもなろうとする様な時期にありますし、又今年もあます所、後10日位しかない現状において、これは議会とて、花樣と云う面と精切に陳情書を取扱ふと云う面から上提されておりますが、事前に答申後に受けた陳情書で我如古の陳情書であります、あの場合でも答申後であるので、適当に当局の方でやつてもらふ様に議会をお願いしたのでありますので、同じ依かよつた行政区再編の問題についての事でありますので、同一に公平に物事を見て行くと、特別的に片方は行政当局に、同じ様な問題を上提もしないで取扱つて、片方は取扱わなければいけないと云うふうになつてゐる現状ですが、實際情、その代表者の方々は、議会に実状を知つてもらふと云う意味の陳情書であるとお話してありましたので、只今までの話しによつて実状は全員とも、その実状に対しては、知つてもらつたと云うふうと思ひますので、最終的決断で持つて、採決か、不採決か、採決をしてもらひたい。動議を提出致します。

(賛成と呼ぶ)

議長～只今9番議員より、本陳情案件につきましては質疑、討論を打切り採決してもらひたいと云う動議がございまして、所定の賛成者がありましたので動議は成立しております。
お語り致します。只今の動議に御異議ございせんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、質疑、討論を打切り採決に移ります。

議長～暫く休憩致します。(午後12時26分)

議長～再開致します。(午後2時24分)

議長～本陳情は討論の段階において継続審議と致します。

議長～本日の日程は全部終了致しましたので、これを以つて、本日の会議を終ることに致します。

尚次回は12月23日(月曜日)午前10時から再会することに致します。

散会 (午後2時35分)